

諮問日：令和3年2月12日（令和2年度（個）諮問第5号）

答申日：令和3年6月15日（令和3年度（個）答申第4号）

件名：東京高等裁判所に対する裁判所法82条に基づく不服申出に関する決裁票
に記録された保有個人情報の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定年月日付けで苦情申出人からされた裁判所法82条に基づく不服についての決裁票に記録された同人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、「当庁に提出された投書について（投書管理番号No. 210）」と題する書面（以下「本件対象文書」という。）を本件対象個人情報が記録された文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和2年12月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 令和2年12月22日付け東京高裁総第4493号には理由付記の不備があること

東京高等裁判所は、令和2年12月22日付け東京高裁総第4493号により、保有個人情報の部分開示をしたが、理由付記の不備が見受けられるため、苦情の申出をする。

東京高等裁判所が開示しないこととした「開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（内線番号等）」は「内線番号等」の

「等」の部分がほとんど（具体的には決裁事項と検討の部分）であり、「内線番号等」という記載をすることで注目されるのを避ける狙いがあるように思われる。

このことは、「実施機関においては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重すべきものとされていることにかんがみ、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである」と判示した、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決の趣旨に反するものであり、司法に対する国民の信頼を損なうものとして、看過することはできない。

したがって、理由付記の不備だけでも、令和2年12月22日付け東京高裁総第4493号は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）18条1項及び2項並びに行政手続法8条に照らして違法であり、取り消すべきであると思料する。

- 2 差別的行為を容認しないというのは、世間一般の感覚としては常識である。
- 3 裁判所における「事務の適正な遂行」も世間一般の感覚に照らすと不適正な可能性がある。

本件についても、東京高等裁判所が事実関係について速やかに確認した後、特定の判事の処分と併せ、「職場での不適切発言について監督を怠ったので処分した」と記者発表をしたとしても何ら不思議ではない。仮に東京高等裁判所が処分しないにしても、特定の判事は自ら処分を受けることを申し入れて然るべきではないだろうか。

以上のとおり、令和2年12月22日付け東京高裁総第4493号は「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるため不開示とするが、裁判所における「事務の適正な遂行」は世間一般の感覚に照らして不適正な可能性があり、法14条7号に定める不開示情報に相当しない可能性がある。そして、法14

条7号に定める不開示情報に相当しないならば、令和2年12月22日付け東京高裁総第4493号は取り消すべき、決裁事項と検討の部分は（一定程度）開示すべきものと思料する。

- 4 本件は、差別的行為を放置した裁判官に対して、司法がいかなる対応をするか、司法の人権感覚や組織体質が問われるものと思料する。特定の判事のような高位の裁判官でも、差別的行為を放置したうえに懸賞論文を執筆した事実をもって、司法が厳格な対応をするのであれば、司法は公正中立であると世間一般に訴える強いメッセージとなり得る。一方で、身内の不祥事には目をつむる、高位の裁判官が差別的行為を放置したうえに懸賞論文を執筆した事実について司法は責任を問わないとしたら、司法による高位の裁判官への忖度ではないかと世間一般に受け止められ、批判されて然るべきと思料する。

いずれにしても黒塗りのままでは是非を論じることはできない。本件については、法14条7号に定める不開示情報に相当するかに加え、公益的見地から、法16条に基づく裁量的開示も視野に入れるべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人は、保有個人情報開示通知書（以下「本件通知書」という。）の「2 開示しないこととした部分とその理由」の項の「開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（内線番号等）」の記載について、不開示情報としては「内線番号等」のうち「等」の部分がほとんどであるにもかかわらず、「内線番号等」と記載したことは理由付記の不備があり、また、裁判所における「事務の適正な遂行」は不適正な可能性があり、法14条7号に定める不開示情報に相当しない可能性がある旨主張する。

原判断において、「開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報」であると認めて不開示とした部分は、内線番号並びに決裁事項3及び検討の14文字目以下の記載であるが、まず、内線番号については、公にしていない内線番号を開示すると、職務に関係のない問合せによって必要

な連絡を行うことができなくなる等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号に定める不開示情報に相当する。

次に、決裁事項3及び検討の14文字目以下の記載については、裁判所法82条に基づく不服を申し出た者に対して回答することが予定されていない対応方針や対応手順及びその検討等に関する情報が記載されており、これらの情報を開示すると、同条に基づく不服申立てに対する具体的な内部検討経過等が明らかになり、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、裁判所における事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、法14条6号及び7号に定める不開示情報に相当する。

なお、本件通知書には不開示の理由が簡潔に付記されているところ、取扱要綱の定めに照らしても（取扱要綱記第4の6の(1)及び同(2)参照）、本件通知書の不開示理由の付記に不備はない。

2 また、苦情申出人は、不開示とされた決裁事項3等について、法16条に基づく裁量的開示も視野に入れるべきである旨主張する。

しかし、当該部分には、上記1のとおり、裁判所法82条に基づく不服申立てに対する対応方針や対応手順及びその検討等に関する情報が記載されているにすぎないため、「個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるとき」には当たらず、取扱要綱記第4の3に定める裁量的開示をすることはできない。

3 その他、裁判所職員の印影については、開示申出人以外の個人識別情報であることから、法14条2号に規定する不開示情報に相当し、内線番号についても同様である。

4 よって、原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和3年2月12日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年6月11日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 見分の結果によれば、本件対象文書のうち、原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）は、裁判所職員の印影及び内線番号並びに決裁事項3及び検討の14文字目以下の記載であること、決裁事項3及び検討の14文字目以下の部分には、裁判所法82条に基づく不服申立てに対する対応方針や対応手順及びその検討等に関する情報が記載されていることが認められる。

(1) まず、裁判所職員の印影及び内線番号については、法14条2号に規定する不開示情報（開示申出人以外の個人識別情報）に相当すると認められ、同号ただし書に規定する情報に相当するような事情は認められない。加えて、内線番号については、これが開示された場合には、職務に関係のない問合せによって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、同条7号に規定する不開示情報に相当する。

したがって、裁判所職員の印影については法14条2号に、内線番号については同号及び同条7号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

(2) 次に、決裁事項3及び検討の14文字目以下の記載については、その記載内容を踏まえて検討すれば、裁判所法82条に基づく不服を申し立てた者に対して回答することが予定されていない対応方針や対応手順及びその検討等に関する情報が記載され、これらの情報を開示すると、同条に基づく不服申立てに対する具体的な内部検討経過等が明らかになり、そのことによって不服申立てに係る率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるととも、裁判所における事務の適正な遂行に支障が生じるお

それがあるとする最高裁判所事務総長の上記説明は不合理とはいえない。

したがって、決裁事項3及び検討の14文字目以下の記載については、法14条6号及び7号に定める不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、東京高等裁判所が開示しないこととした「開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（内線番号等）」は「内線番号等」の「等」の部分がほとんど（具体的には決裁事項と検討の部分）であり、理由付記の不備がある旨主張する。この点については、本件通知書において、「開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報」として（内線番号等）を掲げているが、内線番号のみを記載するのではなく、「（内線番号，対応方針や対応手順及びその検討等）」などと可能な限り具体的に記載するのが相当であった。しかしながら、開示しないこととした部分を示すに当たり、「開示申出人以外の個人識別情報」として（裁判所職員の印影，内線番号）を掲げるとともに、「開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報」として（内線番号等）を掲げていることからすると、内線番号等の趣旨はおのずから上記のとおりであることを容易にうかがうことができ、本件通知書の理由の記載自体に誤りはなく、開示申出に対する迅速な事務処理の観点及び取扱要綱の定め（取扱要綱記第4の6の(1)及び同(2)参照）に照らし、本件通知書の不開示理由の付記に不備があるとまでは認められない。

また、苦情申出人は、公益的見地から、裁量的開示も視野に入れるべきである旨主張する。しかしながら、本件不開示部分の記載について、その記載内容を踏まえて検討すると、裁判所職員の印影及び内線番号並びに裁判所法82条に基づく不服申立てに対する対応方針や対応手順及びその検討等に関する情報が記載されているにすぎず、取扱要綱記第4の3による裁量的開示を相当とする事情は見当たらない。したがって、苦情申出人の主張は採用できない。

苦情申出人のその他の主張については、いずれも独自の見解に基づくものと

いわざるを得ず，上記1の判断を左右するものではない。

- 3 以上のとおり，原判断については，本件不開示部分が法14条2号，6号及び7号に規定する不開示情報に相当すると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子